

竹島の日本地図についての 韓国側の報道・論文に対する 反論(4)

— 2015年7月17日付韓国・中央日報
報道の地図について(1) —



船杉 力修
(島根大学准教授)

はじめに

- 1 1937年陸地測量部「地図区域一覧図」について(以上、本号)
- 2 1956年地理調査所「地図一覧図」について(以下、次号掲載予定)
- 3 1802年林子平「大三国之図」について

おわりに

はじめに

本稿は前稿¹に続き、竹島の日本地図に関する韓国側の主張について歴史地理学の立場から反論を行うものである。前稿までにおいて、国際法では、地図のうち、条約に付属する地図以外は、領有権の根拠としては、二次的な証拠としてしか扱われないことを記した上で、江戸時代では林子平の地図について、1905年から1945年まででは、1936年の「陸地測量部発行地図区域一覧図」(以下、「地図区域一覧図」と記す)及び1931年の『日本歴史地図』について検討し、地図の記載内容から、いずれも竹島が韓国領である証拠にはならないと述べた。しかしながら、2015年7月17日付韓国・中央日報の2つの記事「1802年日本地図「独島は朝鮮のもの」、及び「1956年日本政府が作った地図一覧図にも「独島」はない」では、1802年林子平「大三国之図」、1937年陸地測量部「地図

1 拙稿「竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論(1) — 1905年編入後から1945年までの日本地図について —」、島嶼研究ジャーナル第3巻1号、2013年。同「竹島の日本地図についての韓国側報道に対する反論(2) — 1905年編入後から1945年までの日本地図について —」、島嶼研究ジャーナル第3巻2号、2014年。同「竹島の日本地図についての韓国側の報道・論文に対する反論(3) — 江戸時代の地図(1)、林子平の地図について —」、島嶼研究ジャーナル第4巻2号、2015年。

区域一覧図」、1956年地理調査所「地図一覧図」を取り上げ、これらの地図は竹島が韓国領である証拠であると大きく報道された²。これらの報道は拙稿を反論したものであるとみられる。国際法上、地図は補助的な証拠に過ぎず、過去の領土問題における国際裁判の判例をみても、地図よりも領土に対する法的措置が優先されている。条約に付属しないこれらの地図が国際法上有力な根拠になるとは考えられないが、韓国・中央日報の報道は内外に大きく報道され、日韓両国に大きな影響を与えていることから、前稿同様、歴史地理学の立場から、これらの地図の記載内容を検討し、韓国側の主張が正しいかどうか検討することとしたい。

1 1937年陸地測量部「地図区域一覧図」について

(1) 韓国側の主張の検討

韓国・中央日報の該当記事は電子版で、今後削除される可能性があるため、記事を引用する。なお、韓国語版と日本語版の記事を比べると、若干韓国語版の記事の方が詳しいので、韓国語版の記事の翻訳を引用することとしたい。

1956年日本政府が作った地図一覧図にも「独島」はない

入力 2015.07.17 01:17 / 修正 2015.07.17 02:03

『古地図選集』から見た日本の矛盾

1956年一覧図にも「独島」抜けたが

「戦後混乱した時期のせい」言い訳して

日本の外務省が発行した広報パンフレット『竹島問題を理解するための10のポイント』に掲載された日本の独島(日本名竹島)領有権主張の根拠は大きく次の通りである。1) 独島は古くから日本固有の領土であり、2) 1905年独島を島根県の領土に編入して領有の意思を再確認し、3) 第2次世界大戦終戦後、サンフランシスコ講和条約(1951年9月締結、

2 2015年7月17日・韓国中央日報「1802年日本地図「独島は朝鮮のもの」」http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=18258937、2015年7月17日・韓国中央日報「1956年日本政府が作った地図一覧図にも「独島」はない」http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=18258921&ctg=

1952年4月発表)で、日本が韓国に返還する領土として独島を明確に明記しなかったため、独島は日本領土として残ったというものである。

しかし来る8月に出版される『日本古地図選集』に掲載された日本の地図は、このような日本側の主張の盲点を示している。特に本に掲載された大部分の地図が、個人が発行したものではなく、日本の政府機関が編纂したという点で、日本政府の独島に対する矛盾した認識を示している。

http://pds.joins.com/news/component/htmlphoto_mmdata/201507/17/htm_20150717216a010a011.jpg

①番の地図は、1936年陸軍省陸地測量部が発行した「地図区域一覧図」。拡大部分に鬱陵島と独島(竹島)が明記されており、朝鮮側に属しているが、日本の学者は便宜上朝鮮の近くに描かれただけであると主張してきた。しかし新たに発掘された1937年版「地図区域一覧図」(②番地図)には線を引いて余白に「朝鮮」と書いて、鬱陵島と独島が朝鮮固有の領土という事実を明確に表記している。③番は1946年内務省所属の地理調査所が発行した「地図一覧図」。日本全図だが独島は描かれていない。日本はこれに対して戦後の混乱期に起こった間違いと主張してきたが、今回公開された1956年建設省地理調査所発行「地図一覧図」(④番地図)にも独島はない。サンフランシスコ講和条約後にも、日本政府が独島を自国の領土として認識しなかったことを示している。
[写真 ウリ文化を守る会]

まず林子平の「大三国之図」(1802)は、独島を明確に朝鮮の所有と明記することで、「独島が日本固有の領土」だったという主張が虚構であることを立証している。林子平は当代で最も著名な地図編纂者であった。彼は西欧列強のアジア進出が可視化し始めた当時の国際情勢のなかで、日本が周辺国との国境を正しく整理する必要があるという考えで地図を製作した。彼は直接書いた『三国通覧図説』の序文に、自分の地図が個人的判断によるものではなく、当時公開された様々な地図を客観的に反映して作ったと明らかにした。

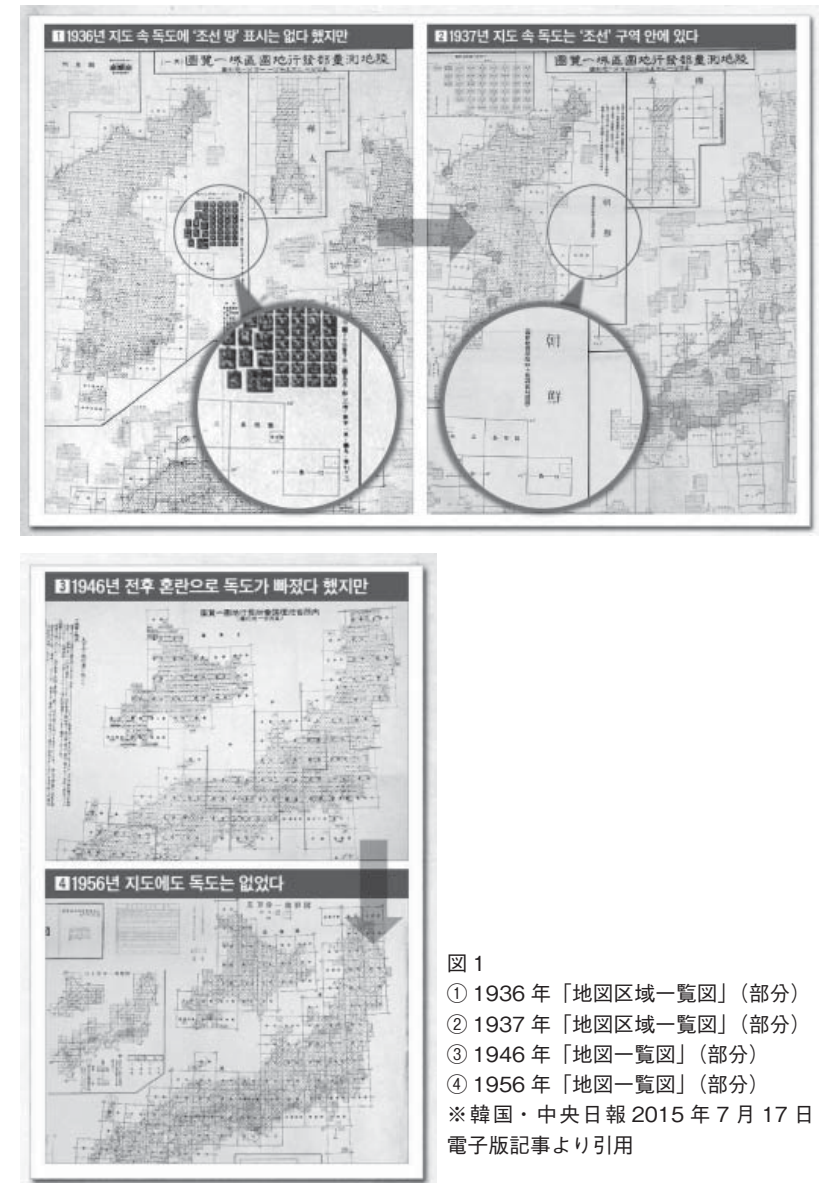


図1
 ① 1936年「地図区域一覧図」(部分)
 ② 1937年「地図区域一覧図」(部分)
 ③ 1946年「地図一覧図」(部分)
 ④ 1956年「地図一覧図」(部分)
 ※韓国・中央日報2015年7月17日
 電子版記事より引用